

その他の事例（職務に関する違反）

事例1：営内陸曹4名による私企業への関与制限

【概要】

隊員Aは、部外知人の勧誘により、連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）を主業務とする民間企業に出資するとともに、同企業と業務委託契約を締結して個人事業主となり、同僚隊員を勧誘して入会させたことにより、約45万円の報酬を受け取りました。

隊員Bは、隊員Aに勧誘されて同様に個人事業主となり、同僚隊員を勧誘して入会させたことにより、約24万円の報酬を受け取りました。

隊員C及びDは、隊員A及びBに勧誘されて同様に個人事業主となり、同僚隊員を勧誘しました。

その結果、隊員4名は停職2名、戒告2名の懲戒処分となりました。

注：入会し、業務委託契約を締結した時点で個人事業主となってしまうため、懲戒処分等の対象となります。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
個人事業主として自ら営利企業を営むこと	自衛隊法第62条第1項 (私企業からの隔離)

～消費者の方々へのアドバイス～（抜粋）

出典：消費者庁 特定商取引法ガイドHP

- 勧誘者等は、連鎖販売取引における氏名等の明示が義務付けられています。勧誘に先立って、相手に対し次の3点を明示しなければなりません。
 - ・ 統括者及び業者の氏名等
 - ・ 特定負担を伴う契約について勧誘する目的である旨
 - ・ 商品（役務）の種類
- 契約書面を受領した日又は再販売をする商品につき、最初の引き渡しを受けた日のどちらか遅い日から20日間はクーリング・オフができます。（法第40条）
- 勧誘に際して事業者側の不実告知等により消費者が誤認して行った契約の申込みや承諾の意思表示は、取消しができます。（法第40条の3）

事例2：上官等に対する反抗不服従等

【概要】

隊員Aは、基地の事務所において、上司から能力や業績を自己評価する書類の提出を求められた。提出の必要がないと思った隊員Aは、上司ともみ合いになり、前かがみになった上司の胸部を膝で蹴る暴行を加え、停職6日の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
上司への暴行	刑法第208条 (暴行罪)
上官に対する反抗	自衛隊法第57条 (上官の命令に服従する義務)
	自衛隊法第123条第1項第3号 (罰則：上官の命令に服従する義務違反)

事例3：特別勤務中におけるスマートフォンの使用等

【概要】

隊員Bは、駐屯地を警備する警衛隊として勤務中、休憩時間以外にスマートフォンを使ったり、たばこを吸ったりしたことにより、停職2日の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
特別勤務中のスマートフォンの使用等	自衛隊法第60条 (職務に専念する義務)
	自衛隊法第122条第1項第5号 (罰則：特別勤務上の違反)